

長時間労働医師への面接指導について

令和6年4月以降、診療に従事する医師を雇用する医療機関の管理者は、時間外・休日労働時間が月100時間以上になると見込まれる医師に対して、健康確保のための面接指導を実施しなければなりません。

この面接指導は、A、B、連携B、C-1、C-2水準が適用される医師すべてが対象となります。また、当該面接指導を実施する医師（面接指導実施医師）は、面接指導実施医師養成講習会を受講し、終了することが求められています。

面接指導実施医師になるためには、下記の要件を満たす必要があります。

1. 面接指導対象医師の勤務する病院または診療所の管理者でないこと。
 - ・面接指導対象医師と同じ医局、診療科の医師が面接指導を実施することについて、医療法上禁止されていませんが、「医療機関の医師の労働時間短縮の取組の評価に関するガイドライン（評価項目と評価基準）において「同じ部署の上司を避けることが望ましい」とされています。
2. 医師の健康管理を行うのに必要な知識を習得させるための講義を終了していること。
 - ・オンラインで実施する無料の「面接指導実施医師養成講習会」（動画視聴約200分、確認テスト20問）を受講する必要があります。
 - ・本講習は、「医師の働き方改革 面接指導実施医師養成ナビ」において受講申込をしてください。

※ 産業医でなくとも、上記2つの要件を満たせば面接指導実施医師になることができます。一方、産業医であっても、上記2つの要件を満たさなければ面接指導実施医師になることはできません。

【医師の働き方改革 面接指導実施医師養成ナビ】

<https://ishimensetsu.mhlw.go.jp/>

面接指導実施医師の役割

- ①面接に必要な客観的データをもとに、面接指導対象医師から長時間労働による健康に関する課題を聴取する。
聴取の内容：勤務の状況・睡眠の状況・疲労の蓄積の状況・心身状況
- ②長時間労働によるバーンアウト等を評価する
バーンアウトの三要素：情緒的消耗感・脱人格化・個人的達成感の低下
- ③面接指導対象医師へ、医学的知見を踏まえ、睡眠や休息等に関する助言、環境調整に関する助言、及び保健指導を行う
保健指導の例：一般的な健康管理・睡眠の量と質・ストレスコーピング
- ④就業上の措置の必要性を判断し、意見書を作成する
例：産業医と連携が必要、専門医との連携が必要、上司との連携が必要等



宿日直許可の取得はお済ですか！

令和6年4月から始まる医師の時間外労働の上限規制により、特例水準の指定を受けた医療機関以外の医療機関の医師の時間外労働の上限は年960時間となります。

労働基準監督署から断続的な宿日直勤務の許可（以下、「宿日直許可」）を得た場合は、その許可の範囲内で、①労働時間としてカウントされないこと、②勤務と勤務の間の休息时间（勤務間インターバル）との関係で、宿日直許可を受けた9時間以上連続した宿日直勤務については、休息时间として取り扱えることとなります。

医師の労働時間や勤務シフトなどの関係、さらには他の医療機関を主な勤務先とする非常勤医師の受け入れにおいても重要な要素となります。

非常勤医師は、主に勤務する医療機関でも上限規制の対象となっています。非常勤医師を受け入れている医療機関が宿日直許可を取得することにより、主に勤務する医療機関での時間外労働の削減の取り組みにも協力いただけることとなります。

宿日直許可を得ていない宿日直勤務に、医師を宿直週1回、日直月1回従事させた場合は、960時間の上限規制にすぐ手の届く（宿直16h×52週=832h）+（日直8h×12月）=年間928時間の時間外労働が発生することとなります。

宿日直許可を得ていない医療機関におかれては、次のような医師はいませんか

○年960時間を超えて時間外労働をしている医師がいる。

○他の医療機関から宿直、又は日直勤務に来てくれている医師がいる。

このような場合は、宿日直許可を得て、令和6年4月からの上限規制に向けて取り組みを進めていただく必要があります。

宿日直許可基準は次の通りです。

○通常の勤務時間から完全に開放された後のもの

○宿日直中に従事する業務は、一般の宿日直業務以外には、特殊な措置を必要としない軽度または短時間の業務

○宿直の場合は、十分な睡眠が取れる

○原則、宿直業務は週1回、日直の業務は月1回以内

○宿日直手当は、同種の労働者に対して支払われる賃金の1日平均額の3分の1以上

また、宿日直許可は、診療科、職種、時間を限定して取得することも可能です。

宿日直許可でお困りのことがありましたら、和歌山県医療勤務環境改善支援センターへお気軽にご相談ください。



1月・2月の活動報告

☑ 個別支援・相談対応 < 24件 >

和歌山県医療勤務環境改善支援センター

県民交流プラザ 和歌山ビッグ愛6階 公益社団法人和歌山県病院協会内

開設時間：平日9時～17時（土曜・日曜・祝日・12/29～1/3を除く）

TEL:073-488-5131 FAX:073-424-5676

E-mail:wabyokyo@silver.ocn.ne.jp

※ご来訪時は事前予約制・アドバイザーが病院訪問いたします